

# 令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金交付要綱

令和5年10月19日5保医感一第704号

## (目的)

第1条 この要綱は、令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業実施要綱（令和5年10月19日付5保医感一第703号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う、令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

## (対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、実施要綱第3条に規定する事業とする。

## (対象施設)

第3条 この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第3条に規定する施設とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 3 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

## (対象期間)

第4条 第3条に掲げる各事業の実施期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

## (対象経費)

第5条 この補助金の対象とする経費は、別表1に定める経費とする。ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに「東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業」における「医療施設施設・設備整備費補助事業（新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業）」の補助を受けた医療機関は、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備のみ対象とする。

## (補助条件)

第6条 この補助金の交付を受ける医療機関は、都が実施する調査に必ず回答し、都が開催する説明会等（Web会議を含む。）へ可能な限り参加することとし、次に定められた条件全てを満たしている場合に補助金を交付するものとする。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れるために新たに設備整備を行う医療機関

であること。

- 2 円滑な入院調整を行うため、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MIST）上に受入可能病床数等の入力を行い、新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関及び東京消防庁等による受入要請に応じ、原則として速やかに受け入れ、正当な理由なく断らないこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、医療機関等情報支援システム（G-MIS）上に受入実績の入力を行うこと。
- 4 対象となる経費について、令和5年10月以降に新たに発生した事由により整備が必要となるものに限る。
- 5 都が別に定める日までに設備整備が完了していること。

#### （交付額の算定）

第7条 この補助金の交付額は、次により算定された額を都の予算の範囲内において交付する。

- 1 別表1に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。
- 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表1に定める補助率を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### （交付の申請）

第8条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（別記第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

#### （交付の決定）

第9条 知事は、申請者から第8条及び第12条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第10条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

#### （交付の条件）

第10条 この補助金の交付条件は、次のとおりとする。

##### 1 補助対象事業の適正執行

補助事業者は、第6条の規定により、万が一適切に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていなかった場合、申請中の補助金の申請の取下げ又は執行停止を含めた対応を行うこととし、その状況については、適切に東京都及び国に報告しなければならない。

##### 2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、第9条の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (2) (1)の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金の交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 3 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に規定する事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

### 4 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況等を書面により知事に報告し、知事から必要な指示が与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

### 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、補助事業者に報告を徴することができるものとする。

### 6 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業終了後5年間保管しておかななければならない。

### 7 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又は条件によって遂行されていないと認めるときは、これに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) 知事は、(2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又は条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、8の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### 8 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき又は受けようとしたとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、第14条の規定による補助金額の確定があった場合においても適用があるものとする。

## 9 補助金の返還

(1) 知事が8の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、補助事業者が既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、第14条の規定により、補助金額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用があるものとする。

## 10 違約加算金及び延滞金

(1) 知事が8の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が9の規定により、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 11 違約加算金の計算

知事が10の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じられた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金額に充てるものとする。

## 12 延滞金の計算

知事が10の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

## 13 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対し、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付方法は、確定払いとする。

(変更申請手続)

第12条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して

追加交付申請を行う場合には、あらかじめ指定する期日までに変更交付申請書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は交付決定に係る都の会計年度が終了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第14条 知事は、第13条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 知事は、第14条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置を講ずるよう命ずることができる。

（申請の撤回）

第16条 申請者は、この補助金の交付決定の内容及び条件に異議があるときは、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

（消費税及び地方消費税の報告）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに仕入控除税額報告書（別記第4号様式）を知事に報告しなければならない。（国庫を含む場合は、別記第5号様式により厚生労働大臣に報告しなければならない。）

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

（指導及び監督）

第18条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他関係法令の定めるところにより、補助金の交付目的が有効に達せられるよう必要な指揮監督を行うことができる。

（維持管理）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び機械器具（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産の処分)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、次のように取り扱うものとする。

- 1 2に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 1による財産の処分の制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)で定める処分制限期間とする。
- 3 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を納付させることがある。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。